

(別紙3) 告示案

○ 更新研修について

- 1 更新研修のうち養育里親に係るものは、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。（※））又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行う研修であって、次の要件を満たすものとする。
  - ① 別表一の科目の欄に掲げるすべての科目について実施するものであること。
  - ② 講義、演習及び実習の方法により行うものであること。
- 2 1の規定にかかわらず、現に委託児童の養育を行っていることその他要保護児童の養育に関し経験がある者として都道府県知事が相当と認めるものに対しては、相当と認められる範囲で、1に定める科目のうち、養育実習（実習）を免除することができる。
- 3 更新研修のうち養育里親に係るものは、都道府県又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行う研修であって、次の要件を満たすものとする。
  - ① 別表二の科目の欄に掲げるすべての科目について実施するものであること。
  - ② 講義、演習及び実習の方法により行うものであること。
- 4 更新研修のうち専門里親に係る更新研修を修了した者は、養育里親に係る更新研修を修了したものとみなす。

別表一（養育里親）

児童福祉制度論（講義） 発達心理学（講義） 里親養育演習（講義・演習） 養育実習（実習）
---

別表二（専門里親）

児童福祉制度論 専門里親演習（講義・演習）
--------------------------

注

養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において行うものとする。

（※）指定都市及び児童相談所設置市が処理する事務の範囲は政令事項。